

通信販売の「定期購入」にご注意ください

【事例】

新聞の折り込みチラシに洗顔石けんの広告があり、「お試し価格」が安かったので電話で注文した。1 回限りのつもりだったのに、商品に同梱されていたお買上げ明細書には定期購入となっていた。販売会社に電話すると「定期購入に同意している。すぐには解約できない。」と言われた。

【ひとこと助言(対応方法など)】

- 広告にある「定期購入の場合に限り半額」などの販売条件の記載を見落としていたケースや、「値引き」の説明が強調され、定期購入を理解しないまま契約してしまうケースがあります。
- 通信販売はクーリング・オフができません。「返品できるかどうか」、「返品条件」、「返品期間」などは販売会社が定めた「返品特約」に従うこととなります。(返品についての表示がない場合は、商品を受け取った日から 8 日以内に、消費者が送料を負担して返品することができます。)
- 注文前に、契約内容、返品特約を必ず確認してください。また、商品を受け取った際には、商品に同梱されている書類などをよく確認しましょう。
- 困ったときは、すぐに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

問合先：浅口市消費生活センター

TEL 0865-44-9035 FAX 0865-44-9477

相談日：月～金（祝日、年末年始等を除く）

時 間：9 時～12 時、13 時～16 時

※相談員は水曜日不在です